Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-24

神戸大学附属図書館所蔵近世初期篠原村・若林家関係文書（史料紹介）

木村，修二

(Citation)
Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報,3:56-70

(Issue Date)
2011-08

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81003370

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81003370

KOBE UNIVERSITY

史料紹介

神戸大学附属図書館所蔵近世初期篠原村・若林家関係文書

木村　修二

神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター（以下「本センター」）では、発足当初より神戸を中心とする文献資料所在確認調査に取り組み、その一環として文献資料所蔵機関における調査も行ってきている。なかでも神戸大学附属図書館が所蔵している文献資料については、これまでまとまった調査が充分になされてこなかったため、二〇〇四年以来本事業の柱の一つとして取り組んできた。

神戸大学附属図書館は、各学部に附属する分館室方式が採られている。したがって、各館室に収蔵される文献は各学部で専攻する分野のものを中心に収集されているが、その中にいわゆる古文書がかなり含まれていることが知られていた。とりわけ、各館室の中でも本館的な位置づけがなされてきた社会科学図書館には、購入などの方法で数多くの古文書群が収蔵されてきた。その中に、同館での分類上、「古文書」と名付けられてきた古文書群がある。これは、別個に収集されたいくつかの比較的規模の小さな文書群を一括混合し、一定の分類整理を施した文書群である。その「古文書」のなかに、神戸大学六甲台キャンパスのすぐ近隣に位置する神戸市灘区篠原地区に伝わった文書群が含まれていたのである。この文書群をここでは「篠原村・若林家関係文書」と呼ぶ。

「篠原村・若林家関係文書」は、前述のような事情から、一つの文書群としてまとめて整理されていたわけではないが、最近附属図書館のホームページで公開された「古文書」のデータベース解題では、「摂津国兎原郡の篠原村関係文書・若林家文書・慶隆寺文書」という名称で同文書群の中の小分類のような形で篠原村・若林家関係の文書グループが捉えられている（http://www.lib.kobe-u.ac.jp/kichosyo/monjo/）。

ところで、西摂地域に伝えられてきた中世荘園史料として「天城文書」と呼ばれる文書群がある。「天城文書」は、戦前からすでにその存在が知られていたが、一九六〇年に神戸市教育委

員会が発行した『神戸市文化財調査報告三　旧天城文書と都賀荘』（今井林太郎編著）に翻刻が掲載されることで初めてその全容が明らかになった。さらに一九八三年に発行された『兵庫県史』史料編中世Ⅰ（兵庫県史編集専門委員会編）でも若干増補のうえ掲載されている。二〇〇五年に本センターが開催した展示会「篠原の昔と今――古文書と古写真――」に際しても兵庫県史以来となる調査を実施し、その大部分を神戸大学百年記念館展示ホールで展示した（会期・四月一日～九日）。実は、この「天城文書」ももともと篠原村の若林家に伝えられてきたものが、その後何らかの事情で近在の天城家に譲渡されたことで、こうした名称がつけられることになったと考えられている（『篠原の昔と今――古文書と古写真――』、神戸大学文学部地域連携センター、二〇〇六年）。附属図書館蔵「篠原村・若林家関係文書」には中世文書がほとんど含まれていないが、「天城文書」のうち最後期の文書の後を受け継ぐような近世初期の文書が含まれている。このことからみても、「天城文書」と「篠原村・若林家関係文書」がもとは同一の文書群だったとみて良いのではないかと考えている。

　またこれらとは別に、篠原村に伝わった文書群として、歴史研究者の故若林泰氏が収集した「若林泰氏収集若林家文書」（以下、「若林家文書」）がある（現在は若林泰氏を偲ぶ会が管理）。この「若林家文書」は、戦後まもなく文部省科研費を受けて進められた全国の郷土史料所在調査の成果である『近世庶民史料所在目録』第二輯（日本学術振興会、一九五四年、三三九頁）に、若林秀雄氏旧蔵の史料として調査されたものと同一のものとみられる。ただ、『近世庶民史料所在目録』に略記されている文書群の内容には、最近神戸市文書館によって整理された「若林家文書」の目録には含まれていない文書名がみえることから、およそ半世紀ほどの間に失われた文書もあると思われる。現在見ることのできる「若林家文書」には、寛永期のものをはじめとする近世前期の文書も含まれているが、大半は近世後期以降、とくに明治以降の文書が多い。

　前述のように「天城文書」と神戸大学附属図書館所蔵「篠原村・若林家関係文書」が本来同一の文書群と考えられるのと同時に、若林泰氏収集の「若林家文書」も上記二文書群と本来同一であった可能性は高い。その根拠として、たとえば今回紹介する「篠原村・若林家関係文書」に含まれる史料8と「天城文書」に含まれる参考史料4とが同一の案件に関わる史料であるということや、同じく「篠原村・若林家関係文書」の史料7と「若林家文書」に含まれる参考史料3とがやはり同じ案件に関わるものであることが指摘できる。現在、篠原村の旧家若林家は同地を離れているが、その影響から同家に伝わった文書も近代以降に分散してしまったのではないかと考えられるのである。

＊

近世初頭の篠原村は、織豊期以来領主権力によって上から進められてきた検地や村切りによって、行政的に独立した一箇の村として把握されるようになった。しかし一方で社会的な関係や地域秩序の面、とりわけ背後の六甲山の用益に関わる場面においては、なお「都賀荘」という中世いらいの枠組みが残存しており、篠原村はその枠組み内の一邑としての立場もなお保持していた。そのような政治的状況と社会的状況の齟齬こそ、近世前期に山論を中心とする土地の境界争いを頻発させた第一の要因であったといえるかもしれない。

「篠原村・若林家関係文書」によれば、時には、「都賀荘」内の一邑として、六甲山の北麓の村々や近隣の他荘と争論をおこす（史料1・史料3・史料5）一方で、同じ「都賀荘」内の近隣の村々と境界や用益をめぐる争いを展開している（史料6・史料7）。中世においても同一荘園内の村同士の争いは、水利の問題や山野の用益などをめぐって引き起こされることもあっただろうが、近世初頭における争論は、中世のそれとは大きく異なる意味合いをもっていたと考えられる。それは、争点こそ中世の争論と似ていても、その背景に、領主権力によって上から設定された空間領域の枠組みがすぐには在地に浸透しなかったという事情があり、こうした争論を通じてはじめて現場での境界の確定がなされていったということである。

またそうした争論の過程には、当事者同士による解決が図られることがあったが、それは暴力を伴う自力解決よりは、領主権力に解決を委ねる、または領主権力ではない在地の第三者が介入する形で進められるケースが多くなる。それは個別領主とそれを超える広域的な権力（＝公儀）の存在が、在地の人々にもはっきりと見えてくるようになったことが影響していると思われるとともに、村の個別化が進んだことで近隣の村同士であっても利害が対立しないような状況が生まれ、同一地域の中でも仲裁者としての要件を備えた存在（個人・村）を求めることが比較的容易になった点に要因を求めることができよう。そしてこれらの点こそ新たな近世的な特質といえるだろう。在地社会における中世から近世への転換は、江戸時代初期においてようやく定着してきたのである。

近世初期篠原村関係文書翻刻

〈凡例〉

一、本翻刻では、神戸大学附属図書館所蔵「篠原村・若林家関係史料」（八点）を中心に取り上げるが、取り上げた史料と関連する「天城文書」「若林家文書」および「住吉・横田家文書」に含まれている史料（四点）についても参考までに掲げる。なお表題は、本翻刻での便宜上付した仮題である。

一、ここに掲載する史料は、概ね寛永期までのものに限定する。その理由は、「篠原村・若林家関係史料」の特色として、中世文書が中心である「天城文書」と、近世中後期のものが中心となる「若林家文書」との間を繋ぐ時期の史料が比較的多く含まれている点が挙げられることによる。

一、翻刻にあたって、一部を除き旧漢字や変体仮名は新字体に改めた。また、句読点も付している。

《史料1》都賀荘惣中申合状案　（篠原村・若林家関係史料）

覚

一、山内放火之儀ハ御上儀江可申上覚悟候へ共、御曖之衆御理りニ候て、谷上村之年寄罷出わび事申上候、同心可申事

一、くり十一くち、かま十まい、ほこ五本、此分わうり（横領）やう被仕候而、これも年寄ニ御もたせ被成下候、同心可申事

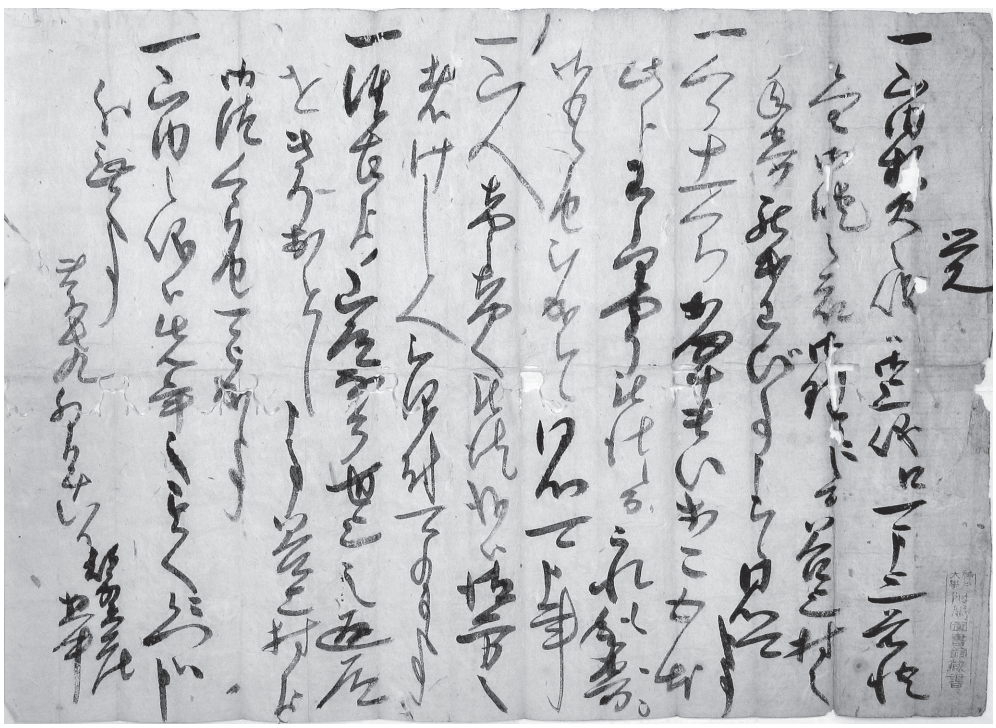
一、山人ちやうちやく（打擲）被仕候儀ハ、御方之者けし人被仰付可有之事

一、往古ゟノ山道なとノ世上之通道をきりおとし申事、谷上村ゟ御つくらせ可被成候事

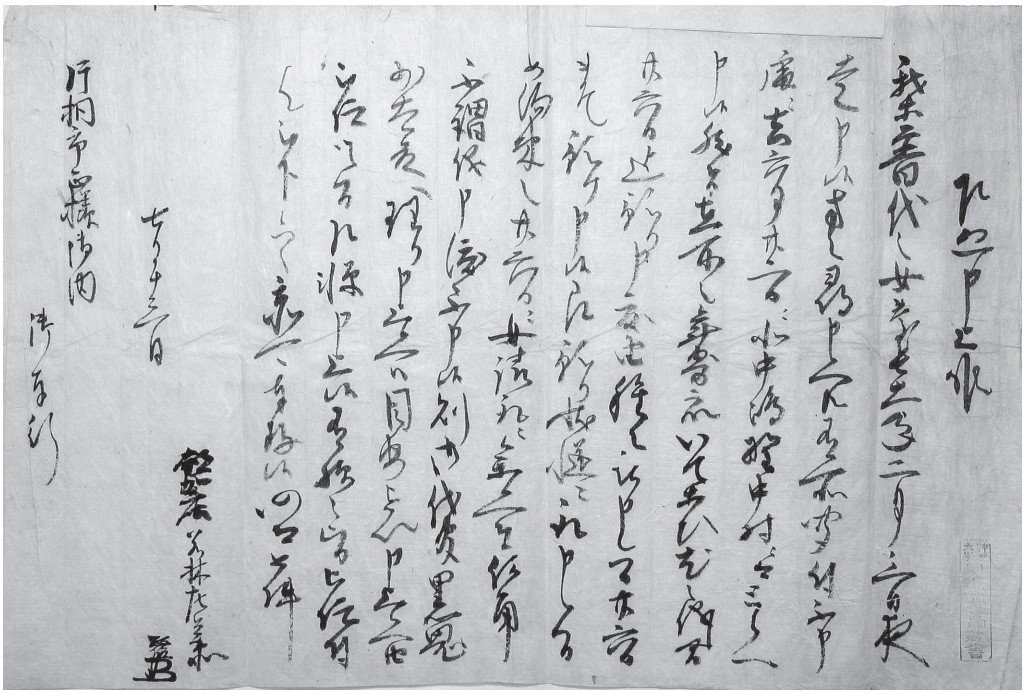
一、山内之儀ハ先年之ことくニ候へハ申分無之事

慶長九　卯月十八日　　都賀庄惣中

○慶長九年（一六〇四）、山内放火や道具押領、都賀荘民への打



史料1　都賀荘惣中申合状案（神戸大学附属図書館所蔵）



史料2　若林左兵衛目安（神戸大学附属図書館所蔵）

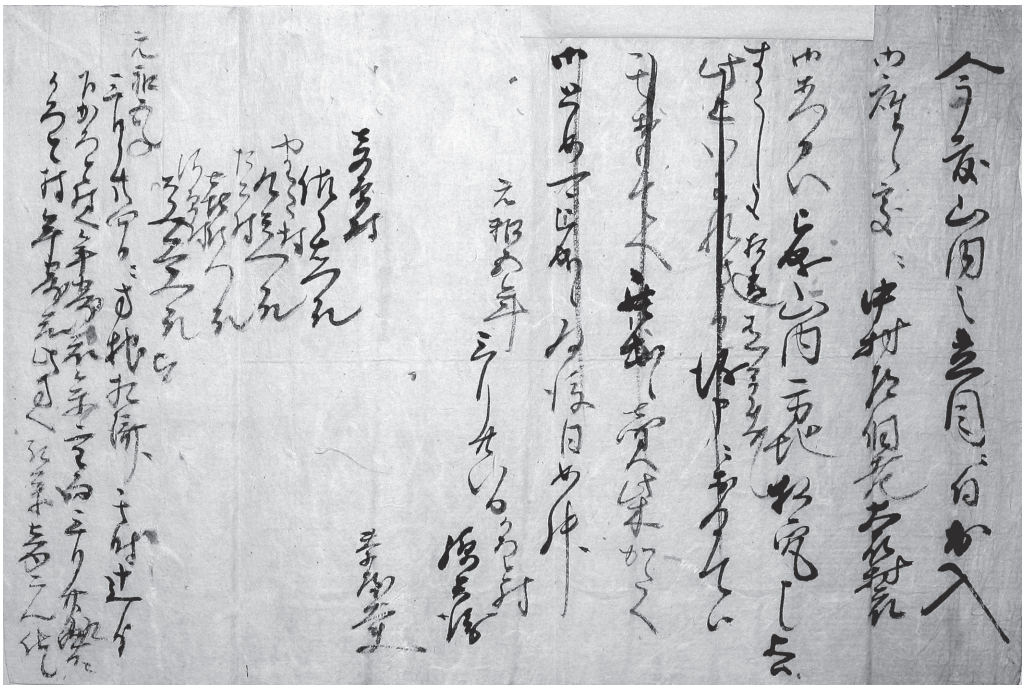
擲、山道の切落しなどを引き起こした六甲山北麓の谷上村との争論が、曖衆（仲裁者）の介入と谷上村側の詫言により一応の解決を見た。本状は、都賀荘民へ周知するためにその対処の取り決めを確認し、書き上げたものだろう。山の境界は容易に確定することはできなかった。したがって、争論の当事者たちは、その用益をめぐって、時には暴力を含む権利の意思表示を行うことに躊躇はなかったが、理非の詮議や裁定過程には、近世で一般的となる「曖」の存在などもみられ、「御上」の存在も彼らの視野には充分入っていた。

都賀荘は、現在の神戸市灘区にほぼ相当するエリアに設けられていた中世の荘園である。すでに荘園制が崩壊して久しく、このころには検地による村切りも相当程度進展していたと思われる段階だが、近世初頭にはなおも「荘」単位での地域的結合が、かなり実質的に機能していたことが窺われる。

《史料2》若林左兵衛目安　（篠原村・若林家関係史料）

乍恐申上候

我等普代之女慶長十一年二月三日夜走申候、方々尋申候へ共有所聞付不申処ニ、去六月廿二日ニ北中嶋野中村ニ而とらへ申候、然は在所之年寄衆いてあひ尤之儀候間、廿六日迄預り申度由種々被申候間、廿六日まて預ケ申候、即預り状慥ニ取申候間、如約束之廿六日ニ女請取ニ参候へは何角不謂儀申、渡不申候、



史料３　かろと村孫兵衛等山論和談証文案（神戸大学附属図書館所蔵）

則御代官黒鬼少太殿へ理り申上候へハ目安を以申上候へ由被仰候間、乍憚申上候、有様之旨被仰付候て被下候ハヽ、忝可奉存候、仍而如件

都賀庄若林左兵衛
□□（花押）
（政俊カ）

七月十三日

片桐市正様御内
御奉行

○慶長一一年（一六〇六）二月三日、中世都賀荘政所の系譜を引く篠原村の旧家若林氏の譜代奉公人の女が逃亡した。手を尽くして捜索した結果、七月に北中島野中村という所（摂津国西成郡）で女をついに捕らえた。しかし、野中村の年寄衆が女の引き渡しに応じなかったため、摂津国奉行片桐且元の元へ解決を求め差し出した目安状である。年記がないが文中にもみえる通り、慶長一一年（一六〇六）の文書であることは明らかである。

《史料3》かろと村孫兵衛等山論和談証文案

（篠原村・若林家関係史料）

今度山内之立目ニ付出入御座候処ニ、中村道伯老・大石村衆御あつかい被成、山内方地相究申候上ハ、すこしも相違有間敷候、此上いわれさる儀申上おゐて不其おもてへ罷出候売柴かたく御とめ可被成候、為後日如件

元和五年
三月廿八日　　かろと村 孫兵衛

すや大夫

しの原村 佐之右衛門殿
やわた村 九兵衛殿
たこ村 喜左衛門殿
河原村 公文大夫殿　まいる

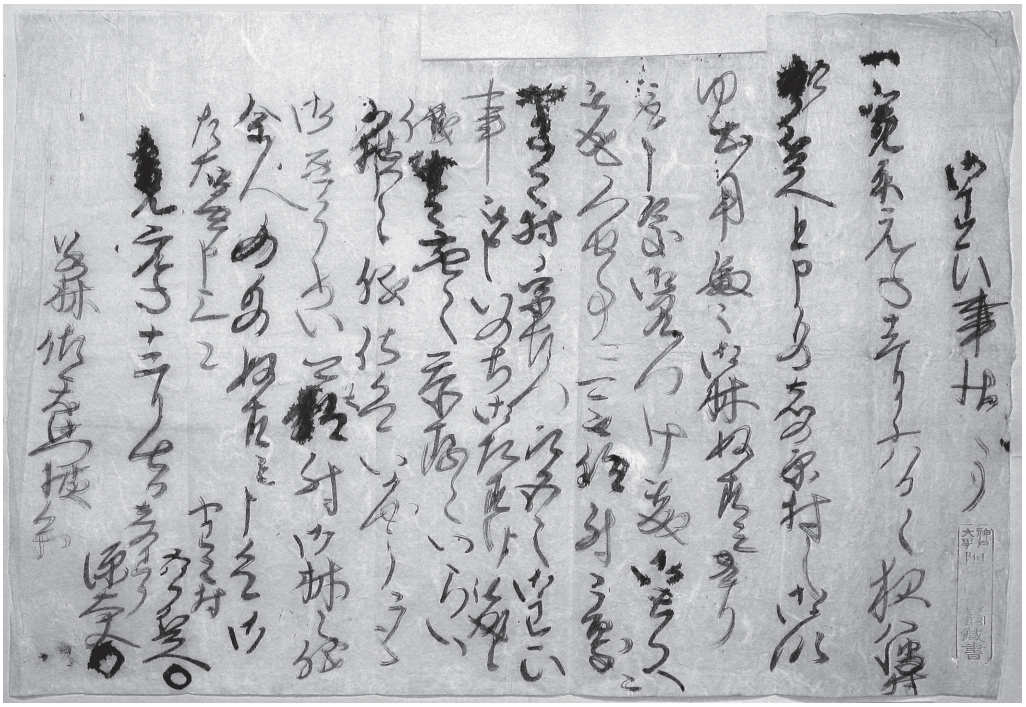
元和五年
三月廿四日ニ方地相済、其時辻ら下かろと村へ年寄衆参、重而三月廿九日ニかろと村年寄衆此方へ被参しゆこん仕候

○元和五年（一六一九）に、六甲山北麓のかろと（唐櫃）村と南麓の篠原、八幡、高羽、河原村との間で発生した山論が、中村道伯という人物や大石村（現神戸市灘区）衆の仲裁によって解決したことについて取り交わした証文の案文である。

《史料4》八幡村五郎兵衛等詫状　（篠原村・若林家関係史料）

御わひ事状之事

一、寛永元年十二月六日之夜、八幡村五郎兵衛と申もの、しの原村之御領内土用馬々御林ぬすミきり取申処、御見つけ被成御とらへ被成くせ事ニ可被仰付候処ニ、やわた村宗左衛門色々御わひ事被申いのち御たすけ被成候儀重々忝存



史料4　八幡村五郎兵衛等詫状（神戸大学附属図書館所蔵）

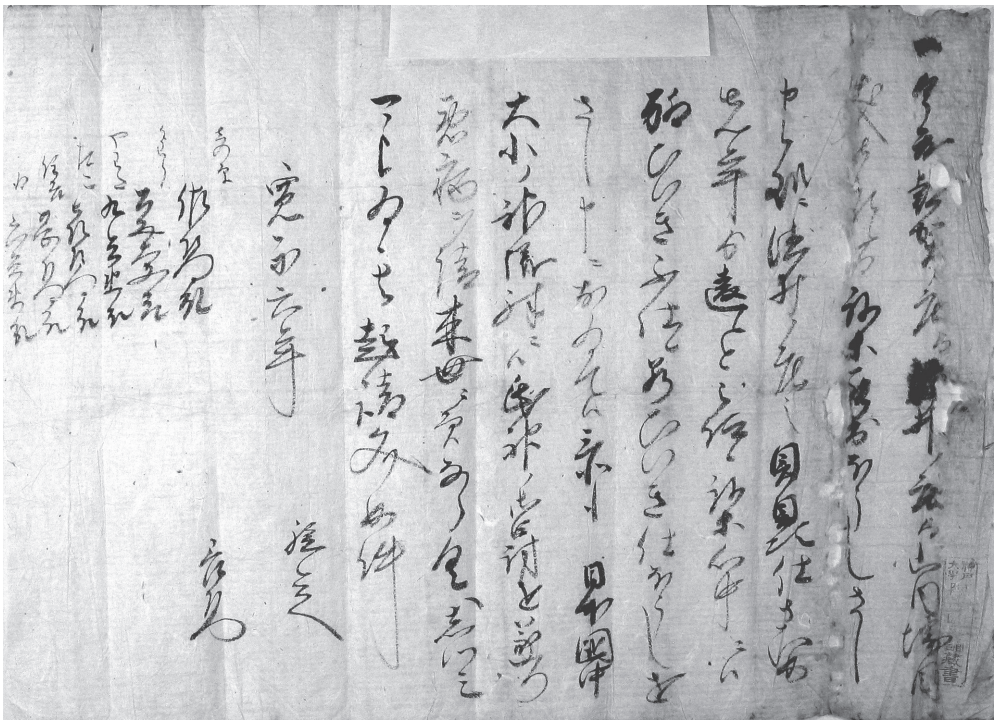
候、いらいか様之儀仕候ハヽいかやうニも御きうめい可被仰付、御林之儀余人のものぬすミ申候ハヽ、御左右可申上候
寛元（永脱カ）年十二月七日　　五郎兵衛（略印）（やわた村）
　　源大夫（略印）（しのわら）
若林佐之右衛門様参

○寛永元年（一六二四）に、篠原村の隣村八幡村（現神戸市灘区）の五郎兵衛という者が篠原村領内の林の木を盗伐し捕らえられたが、八幡村宗左衛門という人物の詫言により許されることになったことを感謝する旨が記されている。しかし、ここで興味深いのは、まずこの詫状が篠原村の土豪の由緒をもちながらも既に帰農していたとみられる若林氏に宛てて差し出していること、さらに「いのち御たすけ」という文言がみられることから、このケースの処罰が死罪だったとみられる点である。つまり刑の執行を左右していたのは領主層ではなく在地の有力百姓層だったのである。徳川の世も四半世紀を過ぎようかとしていたが、この地域ではこうした自検断ともいうべき問題解決方法が取られていたとみられる点について、中世的な社会秩序の残存をこの史料から読み取るべきなのだろうか。この点は次の参考史料1の存在からみても判断は難しい。

（参考史料1）篠原村百姓中願書　（若林家文書）

乍恐申上候
一、摂州菟原郡篠原村之領内ニ荒野御座候付、寛永元年十一月八日ニ松植申候処に、石川伊豆様御知行八幡村より右之松悉くひき取、其上栗石かり申候に付、其刻伊豆様御内益田長左衛門殿まて御理申候へハ、八幡村之下代林清兵衛殿江戸有之間、被罷上次第に御相談候而埒御明可被成之旨被仰候間、唯今迄相待、林清兵衛殿へ御理申候へ共埒明不申候故、則伊豆様へ申上候へハ御国奉行様へ申上候へと御意被成候間扨申上候、御検使被成御立、如先規被仰付被下候者可奉忝存候、以上
寛永三年　　摂州
　　刁九月廿三日　　篠原村百姓中
進上
北見五郎左衛門尉様

○寛永元年に篠原村の者が村内の荒野に植えた松を、隣の八幡村の者が悉くくびき取ってしまった。それに対して篠原村は八幡村の領主へ訴えたが、一向に埒が明かずいたずらに時が経つばかりなので、およそ二年経過した寛永三年九月、ついに「御国奉行」である北見五郎左衛門（喜多見勝忠）へ訴えて検使派遣を願った。事件は史料4にみた事件とほぼ同時期に発生しており、篠原・八幡両村の間では、同様の問題が頻発していたこ



史料５　孫兵衛・善左衛門起請文（神戸大学附属図書館所蔵）

とが窺われる。ただ史料４との著しい差異も認められる。すなわち、史料４では当事者の詫状提出で死刑を免除する判断が在地レベルでなされていたとみられるのに対し、ここでは終始領主層に問題解決を委ねているのである。これにより、史料４において触れたような、篠原村近辺では江戸時代に入ってもなお自検断が行われていたと評価することは容易にはできないことがわかる。

《史料５》孫兵衛・善左衛門起請文　（篠原村・若林家関係史料）

一、今度都賀ノ庄と徳井ノ庄と山内堺目出入御座候間、我等罷出ほうし（勝示）さし申候処ニ、徳井ノ庄之貝贔（ママ）仕さいめ先年ら違候と被仰候、我等心中ニハ聊ひいき不仕候、若ひいき仕ほうしをさし申ニおゐてハ、忝も　日本国中大小ノ神儀、殊ニハ氏神ノ御罰を蒙り、悪病ヲ請、来世ニ而ハならく（奈落）へしつミ可申候、為其起請文如件

寛永六年

孫兵衛

善左衛門

しの原
佐左衛門尉殿
かわら
公文大夫殿
やわた
九兵衛殿
たこ
喜左衛門尉殿

住吉
甚左衛門尉殿
同
六兵衛殿

寛永六年
三月廿二日

佐左衛門尉（花押）
公文太夫（花押）
九兵衛（花押）
喜左衛門尉（花押）

○寛永六年（一六二九）に、都賀荘とその東隣の徳井荘との間で山内の境目出入が発生したが、仲裁者である孫兵衛と善左衛門が現場に境目を示す牓示を建てた。ところが、その牓示が徳井荘に有利な牓示であるとのクレームが都賀荘側から出された。この史料は、孫兵衛・善左衛門両人が双方に贔屓のない牓示を取り建てたことを誓ったものである。都賀荘・徳井荘といった中世以来の地域的枠組みが、荘園制崩壊後久しい寛永期にもなお山の用益をめぐる争論の場面でかなり濃厚に機能している点が興味深い。

かろふ戸村
孫兵衛殿
同
善左衛門殿
住吉村
甚左衛門殿
同
六兵衛殿

（参考史料2）都賀庄・徳井庄山論証文　（住吉・横田家文書）

一、今度都賀之庄と徳井之庄とおく（奥）山之儀ニ付而出入御座候処ニ、かろふと（唐櫃）村孫兵衛殿ゟほうじ（牓示）御指シ被成候、就其さいめ（境目）之様子此方ニ存候ハ、徳井村へ御ひいき（贔屓）の様ニ存、其理リ住吉村甚左衛門殿・同六兵衛殿を以申入候へハ、いさゝか（聊か）御ひいき無之とのせいし（誓紙）右両人迄可被成との儀ニ候間、其上ハ右御さし候ほうしのことく、下々迄堅可申付候、若以後相違於有之は、此書物ニ而如前々ノ可被仰付候、仍為後日如此候、以上

○寛永六年に発生した都賀荘・徳井荘山論については、まことに幸いなことに、その結果を示す証文が残されている。この史料は、孫兵衛・善左衛門（両人が六甲山の北麓唐櫃村の人物であったことが、本史料から判明する）とともに、仲裁者の立場にあったとみられる別の二人の居住地である住吉村に伝わったものである。これによれば、史料5にみられたように、唐櫃村の両名が建てた牓示の公平なることが、住吉村の両人によって保証されたのを承けて、今後この牓示によって定められた境界を遵守することを、都賀荘側の四人が約している。この史料からは、仲裁者であっても、一者ではなく二者立つことで、より公平性の増すことが当時から認識されていたことが窺われる。

《史料6》古高忠左衛門・早見茂右衛門書状

（篠原村・若林家関係史料）

以上

一書令啓候、然は山内出入之事、則公文大夫・八幡九兵衛今日被相越候て、又絵図ニ而様子被申候、其方ゟ之絵図と相違仕候、兎角先度も申候様ニ山内堺目無案内之儀ニ候、尤参て見及も可申候へ共、方々手違無之候間、隣(隣)郷被出合双方絵図ニ様子も被見て異見にて被相済候へは申遣候間、其御心得候て其分可然候、為其如此候、恐々謹言

古高忠左衛門
（花押）

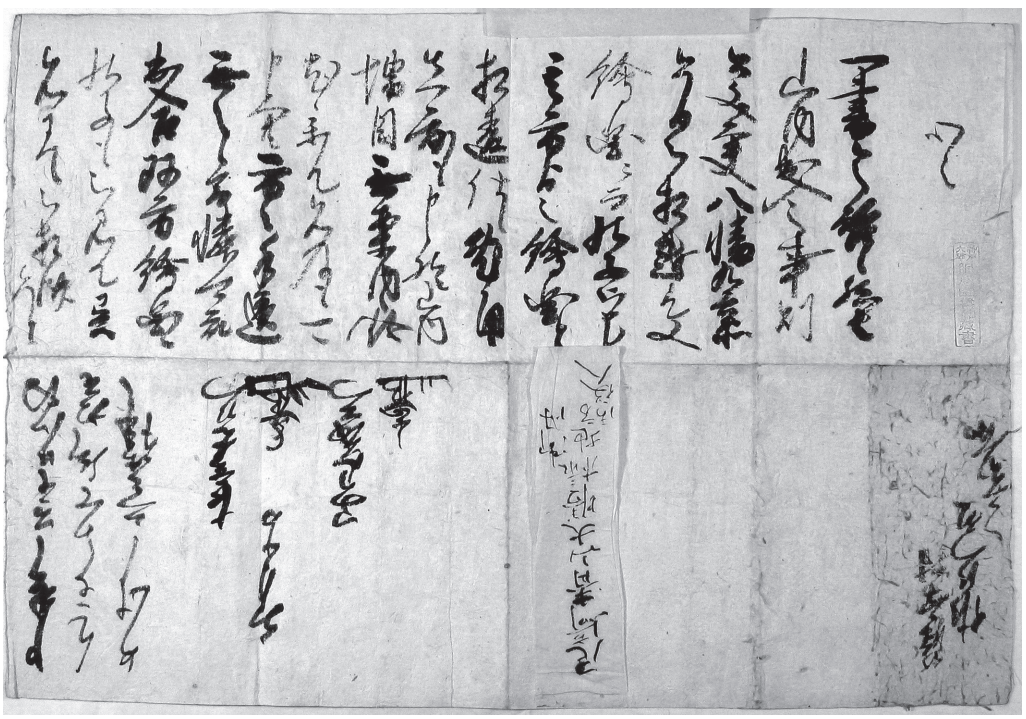
卯月十日

早見茂右衛門
（花押）

「尼崎(貼紙)青山大膳様御内
地方御役人」

篠原村
佐左衛門殿
御前所

○寛永六年に篠原・八幡両村の間に発生した山内出入について、双方が提出した絵図に相違点があることを指摘し、隣郷の者が寄り集まって問題解決すべきことを指示している。古高忠左衛



史料6　古高忠左衛門・早見茂右衛門書状（神戸大学附属図書館所蔵）

門、早見茂右衛門は尼崎藩士。古高については、元尼崎藩主で寛永一二年（一六三五）に美濃国大垣へ移封となった戸田氏の寛永一四年段階の「侍帳」（『岐阜県史』史料編近世二所収）が残されているが、その中に「古高忠右衛門」の名をみることができる。右と左の違いはあるが恐らく同一人物と考えられる。

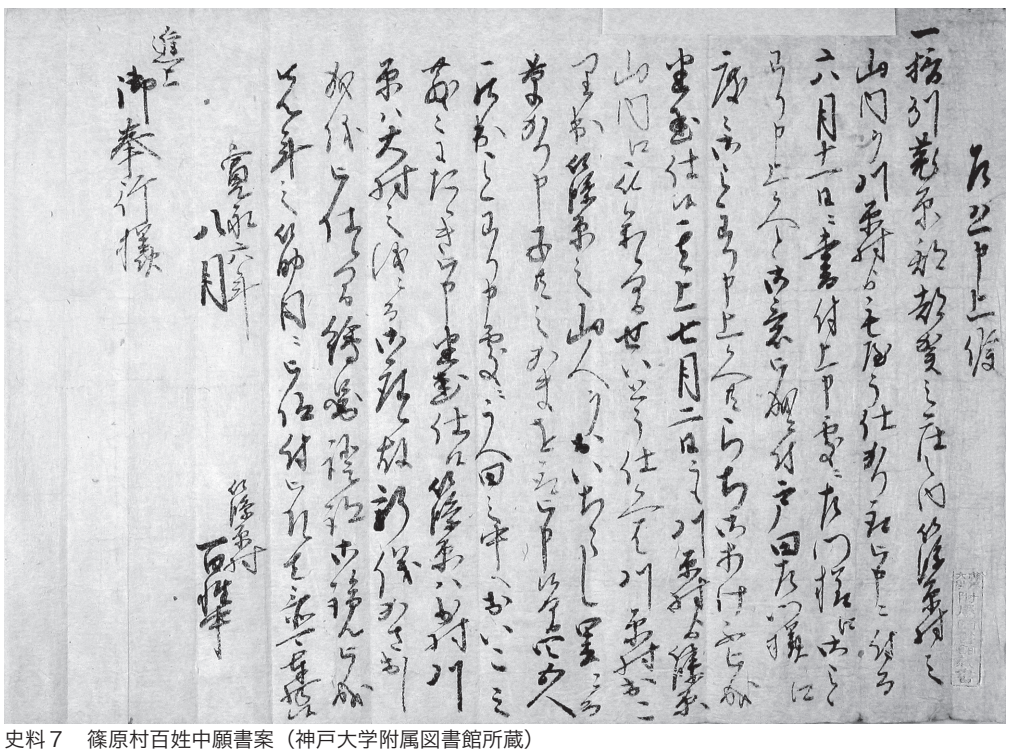
《史料7》篠原村百姓中願書案　（篠原村・若林家関係史料）

乍恐申上候

一、摂州菟原郡都賀之庄之内篠原村之山内ヲ、川原村ゟもやう仕かり取被申ニ付而六月十一日ニ書付上申処ニ、左門様江御ことわり申上候へと御意被成ニ付戸田左門様江度々御ことわり申上候へ共、ゟち御あけ不被成迷惑仕候、其上七月二日ニも川原村ゟ篠原山内江被参候間、せいとう仕候へは川原村おこり出篠原之山人ヲおいちらし、里ニ而草かり申子共之かまを取被申候間、四五人罷出ことわり申処ニ、うへ田之中へおいこミ散々にたゝき被申迷惑仕候、篠原ハ少村川原ハ大村之儀ニ而御座候故、新儀かさおし成儀被仕候間、絵図証跡御覧被成先年之筋目ニ被仰付被下候は、忝可奉存候

寛永六年
八月

篠原村
百性中



史料7　篠原村百姓中願書案（神戸大学附属図書館所蔵）

進上
御奉行様

次第ニ可仕候間、乍慮外けんしをも御立被成有躰ニ被仰付被下候は忝可奉存候、以上

寛永六年　　篠原村
卯月廿五日　　百性中（花押）
戸田左門様
御小性衆
御披露

○順序からみれば、この後に示す参考史料3の願書が先となる。寛永六年四月に発生した篠原村と川原（河原）村との山論について、当初は尼崎藩戸田氏へ訴えたが一向に埒があかないうえ、同年七月にも河原村の者が暴力的に篠原村民を追い散らすという挙に出たため、その解決を求めて「御奉行様」（恐らく摂津国を管轄した大坂奉行か）へ差し出したもの。

（参考史料3）篠原村百姓中願書　（若林家文書）

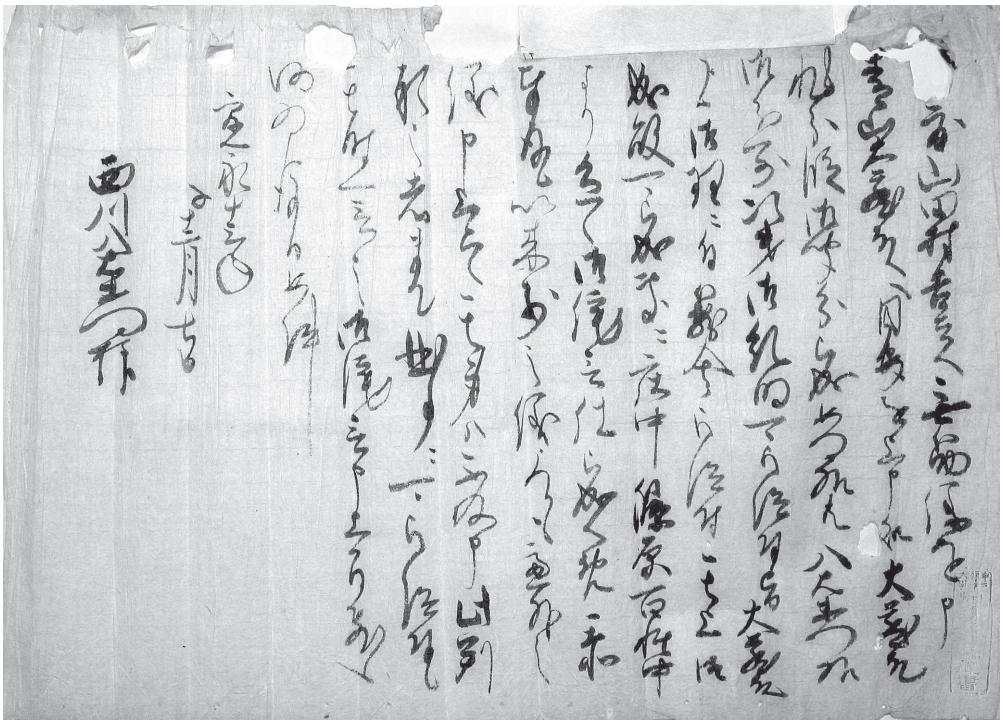
乍恐申上候

一、摂州菟原郡都賀之庄ノ内篠原村之山内へ卯月五日ニ川原村ともうせいニ而被参苅取被申候(ママ)候間、其理り申処ニ同心なく、明六日ニもやう被仕かさをしにかり取被申迷惑ニ存、其刻早水茂右衛門殿・古高忠左衛門殿へ御理り申上候へハ篠原山ニ相定しやうせき次第ニ可仕由公文太夫も被申候間、其分ニ可被仰付由御意被成候間、則いにしへ乀之しやうせき態御目ニ又ハ絵図をも仕上ケ申候へ共、何共らち御あけ不被成御公儀之御奉行様江上ケ申候へと被仰候、左門様指置御公儀江ハ上ケ申間敷と色々御ことわり申上候へ共、先年之筋目をも御聞不被成迷惑ニ存候、如何様共御意

○史料7の関連史料。寛永六年四月、篠原村の山内へ川原（河原）村のものが「もやう（催合）＝共同」で立ち入り、強引に柴を刈り取った。それに対し篠原村は百姓中として、尼崎藩主戸田氏へ検使派遣などその解決を求めた。史料7の前段階に出された願書である。

《史料8》西川八右衛門尉宛詫状案　（篠原村・若林家関係史料）

□(今カ)度山田村吉兵衛無筋儀を申青山大蔵殿へ目安を上申処、大蔵殿非分段御聞分被成如何様共八右衛門様御分別次第御糺明可被仰付旨大蔵殿乀御理ニ付、籠舎被仰付其上　御成敗可被成処ニ、庄中篠原百性中より色々御侘言仕被成御免忝奉存候、以来少之儀ニても慮外之儀申上候ハヽ、其身ハ不及申此判形之者まて曲事ニ可被仰付候、其時一言之御侘言申上間敷候、仍為後日如件



史料８　西川八右衛門尉宛詫状案（神戸大学附属図書館所蔵）

寛永十三年
　子十二月七日
西川八右衛門尉様

○この後の参考史料４の方が先に作成されている。山田村は、篠原村の分郷と把握されていたが、山の用益の場面では、篠原村本郷から半ば独立した立場性を持っていた。結局参考史料４にみる山田村吉兵衛の目安というものは相給の一方の領主の尼崎藩により非分を申し渡されたが、裁決は篠原村のもう一方の領主西川八右衛門に委ねられ、西川により籠舎・成敗と断じられた。しかし篠原村百姓中より詫言があり吉兵衛が赦免されたため提出されたのがこの詫状である。案文で差出名がないが、おそらく篠原村百姓中だろう。

（参考史料４）西川八右衛門尉書状　（天城文書）

以上

未申通候へ共、一書令啓上候、然は山田村吉兵衛と申百性、大蔵（青山幸成）様江目安上申処ニ百性共被召出、様子被聞召届、如先記（規）、拙者百性ニ被仰付之旨、忝仕合御座候、尤以参上御目見仕、御礼可申上儀ニ御座候へ共、今程知恩院御作事ニ相詰申候間、先各様迄、以書状申上候、御次手之刻、可然様ニ乍恐御取成奉頼候、別帋紙ニ可申上候へ共、乍慮外如此候、恐惶謹言

八月六日　　西川八右衛門尉

田中□□（平左カ）衛門様　　□□（花押）

加藤□□□□（衛門カ）様

人々御中

○史料8の関連史料。『兵庫県史』史料編中世編一において、はじめて紹介されたものだが、本文に登場する「大蔵様」を長束正家と判断したために豊臣秀吉政権期のものと考えられてきた。しかし明らかに関連する史料8によって「大蔵」が尼崎藩主の青山大蔵少輔幸成であり、年記も寛永一三年（一六三六）のものであることはほぼ間違いない。内容は篠原村の分郷である山田村の百姓吉兵衛が、尼崎藩へ目安（内容不詳）を差し出したことについて、百姓に対し取られた処置に対する礼状である。西川八右衛門は、大和国小泉藩片桐家の付与力といわれる武士で、当時篠原村の領主の一人だった。紙のフケがひどく宛名は判読が難しいが、わずかに田中某、加藤某と読み取れることから、寛永一二年（一六三五）の尼崎藩士の分限帳「給帳集」（『尼崎市史』第五巻所収）にみえる田中平左衛門と加藤善左衛門もしくは加藤平右衛門ではないかと推測される。